

ネットとうほく 2017（検）第5号-1
2017年（平成29年）12月27日

東京都大田区蒲田4丁目18番27号
株式会社防災センター 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477



URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>
(担当者) 弁護士 鈴木裕美
(連絡先) 電話 022-263-3191
FAX 022-263-3192

申入書兼照会書

消費者市民ネットとうほく（以下、当団体という）は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関する調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社の消火器リース契約の契約条項、及び同契約に向けた勧誘行為が、消費者契約法、特定商取引法及び景品表示法に抵触するおそれがあると思料致しますので、下記のとおり申入れいたします。また、併せて、貴社に対しご照会させていただきたい事項もございます。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内に、申入れ及び照会事項に対するご回答を

書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

1 不当条項について

貴社の契約条項から以下の内容を削除すること。

(1) 消費者に対し、次の条項などの、消費者の解除権を理由の如何を問わず一律に制限する条項

貴社パッケージリース契約条項 (①及び②) 第11条1項

「甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします」

(2) 消費者に対し、次の条項などの、契約解除に伴う損害賠償額または違約金を定める条項

貴社パッケージリース契約条項 (①及び②) 第11条2項

「止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに乙に支払い清算します」

同12条3項後段

「甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います」

(3) 消費者に対し、次の条項などの、消費者が書留郵便をもって契約期間終了3か月前までに更新を選択しない旨を通知しない限り、契約が自動更新される旨の条項

貴社パッケージリース契約条項 (①及び②) 第11条4項

「甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します（左の意思表示がないとき自動更新されます）」

(4) 消費者に対し、次の条項などの、貴社の権利の実行等に要する費用や貴社が依頼する弁護士の費用の一切を負担させる旨の条項

貴社パッケージリース契約条項 (①及び②) 第13条5項

「乙（防災センター）が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要し

た費用及び甲乙間の紛争に關し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します」

2 不当勧誘行為について

消防器の販売ないしリース契約を勧誘するにあたり、以下の行為を行うことを停止すること。

(1) ア 貴社の販売する消防器が業務用消防器であるのに、その事実及び業務用消防器の特徴や住宅用消防器との違いを告げないこと。

イ 消費者に対し、貴社の販売する消防器の性能等を告げ、かつ、消防器の種類、業務用・住宅用それぞれの特徴、住宅に消防器等を設置するにあたっては住宅用消防器が推奨されていること及び貴社の販売する消防器が業務用消防器であることを告げないこと。

(2) 消火器の全てに点検が必要であると告げること。

(3) 貴社の契約が、全国一有利な料金、価格である旨告げること。

(4) 貴社と契約すれば、今後の保守点検費用等が無料である旨告げること。

(5) 全国で市民が家庭に消防器を設置する条例がある旨告げること。

3 不当表示について

以下の表示を行うことを停止すること。

(1) 貴社の契約が、全国一有利な料金、価格である旨の表示

(2) 今後の保守点検費用等が無料である旨の表示

(3) 貴社の販売する消防器が、高級ブランド品消防器である旨の表示

第2 申入れの理由

1 不当条項について

(1) 申入れの趣旨1 (1) について

貴社のパッケージリース契約条項①（資料1）及び②（資料2）の11条1項においては、「甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします」とされています。当該条項の文言からは、理由の如何を問わず、契約の中途解約（解除）を一律に制限する条項であると読みます。

しかし、消費者との間の契約（以下「消費者契約」といいます）において、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項、及び有償契約の場合に契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を

放棄させる条項は、無効とされています（消費者契約法8条の2）。貴社の上記契約条項は、このような場合も含め、消費者に一切の解除を認めず、消費者を契約に拘束し続ける条項として無効であると思料いたします。

よって、理由の如何を問わず消費者の解除、解約を全て制限する条項を削除するよう求めます。

(2) 申入れの趣旨1 (2)について

貴社のパッケージリース契約条項①及び②の11条2項においては、「止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに清算します」との定めがあります。当該条項は、中途解約、解除の場合に、損害賠償ないし違約金として、全リース料（10年分相当全額）相当額の支払を定めるものと理解されます。

また、パッケージリース契約条項①及び②の12条3項後段においても、「甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います」との定めがあり、上記と同様の趣旨であると思われます。

しかし、本件リース契約は、10年もの長期間に及ぶものです。そして、貴社のリース代金は、10年間分のリース及び保守点検費用も盛り込まれた料金となっていると思われます。このような契約、代金設定となっているにもかかわらず、中途解約、解除の事由や時期等を問わずに、一律に10年間の全リース料を支払わねばならないとする内容は、消費者を極めて長期にわたり契約に拘束し、また契約から離脱（中途解約、解除）する場合に消費者に著しく重い違約金、損害賠償を負担させるものです。また、中途解約ができない旨の契約条項となっていることは、契約勧誘、締結に際して、消費者に対し明示的に説明されておらず、消費者はこれらの条件を認識しないまま契約し、不意打的に負担を負わせられています。さらに、同契約条項11条3項によれば、契約終了時には物件を貴社に返還することとなっていますが、物件返還による精算については定められておりません。最高裁昭和57年10月19日判決は、いわゆるファイナンスリース契約において、リース業者がリース期間中に物件の返還を受けた場合には、同返還によって取得した利益（リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間満了時において有すべき残存価値の差額）を精算する必要がある旨判示しているところ、貴社の契約条項によれば、貴社がリース残料金とリース物件の価値を

二重に取得することとなり、上記判例にも反し、消費者に一方的に不利益な条項となっております。これらの事情を総合的に考慮すると、当該条項は、一般的な法理に比べ消費者の権利を制限し、義務を加重するものであって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に照らしても無効となるものと考えます。

また、消費者契約において、消費者契約の解除に伴う損害賠償ないし違約金を定める場合に、解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的損害の額を超えるものについては、その超える部分について無効とされているところ（消費者契約法9条1号）、本件契約条項は、解除の事由や時期等に関わらず、10年間のリース料相当の全リース料の支払いを定めているものです。したがって、本契約条項は、消費者契約法9条1号に照らし、少なくとも、平均的損害を超える部分について無効であると思料致します。

よって、申入れの趣旨1（2）のとおり、これらの条項の削除を求めます。

（3）申入れの趣旨1（3）について

貴社パッケージリース契約条項①及び②の11条4項においては、「甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します（左の意思表示がないとき自動更新されます）」との定めがあります。

この点、消費者契約法10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす意思表示擬制条項など、消費者の権利を制限する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものは無効としています。

本件リース契約は、10年もの長期間に及ぶものであり、かつ現在の契約条項によれば、消費者による解除権も制限されており、他方、中途解約、解除の場合であっても10年分の全リース料を支払わねばならない内容となっており、違約金、損害賠償金は多額となります。このような契約が消費者の不作為によって自動更新となることの不利益は極めて大きく、一方で、自動更新付の本契約を締結することによる何らかの優遇措置等があるわけでもなく、また、消費者には貴社との間で他の契約形態（自動更新付の10年リース契約以外）を選択する余地もなく、10年間の間に目的物の性能や取引価格の相場が変動し得るにも関わらず

更新により更に10年間もの長期にわたり現行取引に拘束されることになるのであり、自動更新による消費者の利益はほとんどないものと考えられます。しかも、このような自動更新条項があることや、中途解約ができない旨の契約条項となっていることは、契約勧誘、締結に際して、消費者に対し明示的に説明されておらず、消費者はこれらの条件を認識しないまま契約し、不意打的に負担を負わせられています。これらの事情を総合的に考慮すると、当該条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものと考えます。

よって、上記契約条項は、消費者契約法10条により無効であると思料いたしますので、申入れの趣旨1(3)のとおり削除を求めます。

(4) 申入れの趣旨1(4)について

貴社パッケージリース契約条項①及び②の第13条5項によれば、「乙(防災センター)が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に関し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します」とされています。

しかし、「権利の実行又は保全に要した費用」の内容は明らかでなく、これら費用を甲乙のいずれが負担すべきかはその内容、原因等によると思われ、また、一般に弁護士費用は、当該弁護士を依頼した者が負担し、あるいは弁護士への委任を要することとなった原因、責任があるものが負担するものであるところ、紛争の内容、その責任の有無、裁判等の結果の如何によらずこれらを一律に消費者が負担する旨の条項は、一般的な法理による場合に比べて消費者の義務を加重し、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に反し無効となるものと思料いたします。

よって、申入れの趣旨1(4)のとおり、当該条項の削除を求めます。

(5) 小括

以上のとおりですので、消費者契約法12条3項に基づき、申入れの趣旨1(1)ないし(4)のとおり上記各条項の削除を求めます。

2 不当勧誘行為について

(1) 申入れの趣旨2(1)について(消火器の種類、特徴等についての不告知)

貴社は、貴社パッケージリース契約書の「リース消火器の形式告知」欄の型式

番号によれば、業務用消火器をリース対象としているものと思われます（資料3、資料4）。

消火器は大きく業務用消火器と住宅用消火器に分かれるところ、業務用消火器は、住宅用消火器に比べ一般に消火能力に優れており、また、用途等に応じて様々な種類があると言えます。その分、価格は住宅用消火器よりも高く、また重さもあり、また、適切な保守点検がなされていないと有効に使用できない可能性があり、破裂事故等の危険もあるものです。

一方、住宅用消火器は、住宅に設置することを目的としてつくられたものであり、業務用に比べ消火能力は劣るものの、小さく、軽く、体力がない者でも扱いやすい、価格も安価であり、点検を要さないといった特徴があります。消防庁通知によれば、防火対象設備以外の一般家庭で使用する消火器としては、基本的には住宅用消火器が推奨されております（消防庁予防課長平成13年1月6日付通知「「消火器等推奨基準」の策定について」別添「消火器等推奨基準」第3項（資料5））。

このように、業務用消火器と住宅用消火器とでは、それぞれに特徴、差異があり、消火器の購入やリース等にあたっては、これら特徴等を十分に理解した上で、その使用目的等に応じてニーズに合致した消火器を選ぶ必要があります。また、業務用消火器の前記の特徴からすると、消火器設置義務がなく、高度な消火能力を求めていない人にとっては不利益な点もありますので、消火器を販売等する際には、業務用、住宅用の双方の特徴、長所・短所、適性について消費者が理解できるよう説明した上で、選択してもらうことが必要かつ重要であると考えます。

ところが、貴社の勧誘においては、貴社の説明チラシ等一式や貴社から勧誘を受けた者からの情報によれば、消火器には2種類があること、双方の特徴、長所・短所、家庭では住宅用が一般的には推奨されていること、当該事業者が販売しているのは業務用であることを何ら告げずに、消火器設置義務のない者に対して一律に、一般家庭用としては非推奨品であり、家庭での火災に適性があるとされているわけでもなく、価格も高い業務用消火器の契約を勧誘しているようです。

このことは、ア 商品の種類及びその性能若しくは品質について、故意に事実を告げない行為であり、差止請求の対象となる故意の事実不告知（特商法58条の18第1項第2号、同項第1号イ）に該当するものと思料いたします。

また、上記消火器の種類や特徴、適性は、イ 契約の目的となるものの質、用

途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものであるところ、消防能力などの利益になることを告げ、一方で用途や適性等の不利益になることは告げない行為であるので、重要事項についての不利益事実の不告知として差止請求の対象となるものと思料いたします（消費者契約法12条1項、同法4条2項本文）。

したがって、申入れの趣旨2（1）ア、イのとおり、契約の勧誘に当たり（イについては消費者に対する勧誘に限る）、これらを告げずに勧誘することを停止し、業務用、住宅用の種類の別、双方の特徴、長所・短所、適性等について消費者が理解できるよう説明することを求めます。

（2）申入れの趣旨2（2）について（点検料金が必要と告げている点）

貴社は、貴社の説明チラシ一式や貴社から勧誘を受けた者からの情報によれば、「消火器は購入代金と点検料金が必要です」「6ヶ月ごと有効性の点検に合格が必須です」「病院用・家庭用、どちらも毎年の検査に合格したその6ヶ月間以内ですよ（法律は）」

などと説明し（資料6、資料7）、本来は消火器設置義務者でなければ法律上義務付けられていない保守点検が、あたかも消火器設置義務のない一般家庭などにおいても義務付けられているかのように告げ、その上で、保守点検等もパックになった貴社のリース契約が契約内容、代金等の条件において「全国一有利」であるなどとして勧誘しているようです。

貴社のこのような勧誘行為は、保守点検等もパックになった本件リース契約の締結の必要性に関する不実告知として差止請求の対象になるものと思料いたします（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条1項6号、更に消費者に対しては消費者契約法12条1項、同法4条1項1号、同条5項3号）。

よって、申入れの趣旨2（2）のとおり、勧誘の際に、消火器の全てに点検が必要であると告げること（チラシ等における記載及び口頭での説明のいずれについても。以下同じ）を止めるよう求めます。

（3）申入れの趣旨2（3）及び3（1）について（全国一有利な料金としている点）

貴社は、上記2（2）のとおり、保守点検の必要性について事実に反する説明をした上で、さらに、保守点検、薬剤入替等の費用も含めパックとなった当該事業者の契約が、

「全国一有利な料金です」

「消火ナマズ消火器は全国一有利な価格です」

などと謳い勧誘をしております（資料8、資料9）。

しかし、消火器設置義務がない者にとっては、住宅用消火器を購入すれば定価でも1台1万円前後であり、約5年ごと買替えたとしても10年で2万円前後しかかからず、また、保守点検費用、報告書作成費用も不要です。

また、仮に業務用消火器を購入したとしても、消火器設置義務がない者には法律上の保守点検義務はなく、点検費用、報告書作成費用は不要であり、業務用消火器本体も定価で1万円台の物が多く（貴社リース対象のうち、例えば、ヤマトプロテック YA-10NX は18,000円（税別））、ホームセンター等で購入すれば更に安価に購入可能なのです。

したがって、10年間のリースで1台につき3万2180円の費用を、「全国一有利」と告げていることは、契約に関する事項で、購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの（価格の有利性）についての不実の告知（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条第1項7号）に該当するものと思料致します。

また、消費者に対するこのような勧誘行為は、同時に、重要事項についての不実の告知として差止請求の対象となるものと思料いたします（消費者契約法12条1項4条1項1号、同条5項2号・3号）。

よって、申入れの趣旨2（3）のとおり、これらの勧誘行為の停止を求めます。

また、チラシにおけるこれらの表示は、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をしたものですので、景品表示法上の有利誤認表示にも該当するものと思料いたします（景品表示法30条1項2号）。

よって、申入れの趣旨3（1）のとおり、これら表示の停止（削除）を求めます。

（4）申入れの趣旨2（4）及び3（2）について（今後「無料」としている点）

貴社は、勧誘の際に、今後の保守点検費用等について、

「今後無料」

「無料」

「当社利点は上記①～⑤が無料なのです。世界一安全で賢い選択と言えるのです」

などとして（資料6、資料9）、今後の保守点検費用等が無料である旨を強調しています。

しかし、実際には、貴社の契約は、一括払いのリース料金に保守点検料も含まれていて「前払い」しているだけであり、決して、保守点検料等が「無料」となっているものではありません。

したがって、上記の勧誘行為は、役務の対価についての不実の告知として差止請求の対象になるものと思料いたします（特商法58条の18第1項1号口、同法6条1項2号、消費者に対する勧誘については更に消費者契約法12条1項、同法4条1項1号、同条5項2号）。

また、同時に、チラシにおけるこれらの表示は、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をしたものとして、景品表示法上の有利誤認表示に当たるものと考えますので（景品表示法30条1項2号）、申入れの趣旨3（2）のとおり、これらの表示を行うことの停止（削除）を求めます。

（5）申入れの趣旨2（5）について（「全国で市民が家庭に消火器を設置する条例がある」としている点）

貴社は、

「全国で市民が家庭に消火器を設置する条例がある」

などとして消火器の設置を勧誘しています（資料7）。

しかし、消火器の設置を奨励する条例がある自治体もありますが、全国の自治体に消火器設置を奨励する条例があるわけではなく、まして義務付けているものではありません。

したがって、上記説明は、契約締結を必要とする事情に関する事項に関する不実告知、ないしは契約に関する事項であって顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについての不実告知として差止請求の対象に該当するものと思料いたし

ます（特商法58条の18第1項1号ハ、同法6条1項6号、7号、消費者契約法12条1項、同法4条1項1号、同条5項3号）。

よって、申入れの趣旨2(5)のとおり、このような勧誘行為の停止を求めます。

(6) 申入れの趣旨3(3)について（「高級ブランド品消火器」としている点）

貴社は、チラシにおいて、貴社が扱う消火器は

「高級ブランド品消火器」

であるなどとして表示しております（資料6）。

しかし、実際には、貴社が取り扱っている消火器は、ホームセンター等で販売している通常の業務用消火器であり、「高級ブランド品消火器」という事実はありません。

したがって、チラシにおけるこれらの表示は、商品の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示として優良誤認表示に該当すると考えられますので（景品表示法30条1項1号）、これらの表示を行うことの停止（削除）を求めます。

第3 照会事項

1 貴社のチラシや契約書によれば、保守点検を10年間毎年ないし半年ごとに行うこととされています。実際にどのように実施されているのかをお聞きしたく、以下の点についてご回答くださるようお願い致します。

- i パッケージリース契約に含まれる保守点検の具体的な内容（また、貴社からの交付書類一式（契約書、契約条項、重要事項説明書、チラシ等）のどこを見ればその具体的な保守点検の内容が記載されているのかもご教示ください）
- ii パッケージリース契約に基づく保守点検の頻度
- iii 保守点検の具体的な実施方法（保守点検を行う者の人数、手順、時間等）
- iv 現在のリース契約件数
- v 過去3年間の点検の実績
- vi パッケージリース契約条項①及び②の第3条第1項後段「無料特典は甲の申告方式とします」とはどういう意味なのかをご教示ください。

2 貴社パッケージリース契約条項①及び②の10条によれば、貴社との契約には「契約型①」と「契約型②」のに類型があるとのことです。しかし、実際に貴社と契約した者からの情報によれば、いずれも貴社との間の二者間の契約（「契約型①」）であり、「契約型②」の契約形態は見受けられないようと思われます。そこで、以下の点をご回答ください。

- i 二つの契約類型を想定している趣旨、理由をご教示ください。
- ii 「契約型②」により契約締結している例もありますか。
- iii 上記 ii で契約型②もある場合、
 - (i) どのような場合に契約型②が選択されているのでしょうか。
 - (ii) 契約型②を選択するのか否かは専ら貴社の選択に委ねられているのでしょうか。
 - (iii) どの時点で、契約類型は決まり、また甲に知らされるのでしょうか（訪問販売による勧誘時、申込時、契約成立時、あるいは後日請求書等が郵送される際等）
 - (iv) 契約型②の場合、契約当事者（乙、丙）としては誰が想定されているのでしょうか。

3 貴社が契約対象としているのは、全て業務用消火器ですか。

仮に住宅用消火器も契約対象としている場合、業務用消火器の契約件数と住宅用消火器の契約件数の割合はどの程度ですか。

4 貴社契約書によれば、本件契約は「リース契約」とされていますが、その内容は保守点検という役務付きの賃貸借契約であるようにも思われます。そこで、本件契約は、どのような性質の契約なのかご説明ください。

5 貴社の最近の勧誘の際の説明や、チラシの記載によれば、

「旧商号 株式会社日本消火器管理センター」
から商号変更した旨説明されているようです（資料10）。
そこで、以下の点をご回答ください。

- i 貴社が「株式会社」日本消火器管理センターとして存在、営業していたのは、いつからいつまでですか。

ii 株式会社日本消火器管理センターから株式会社防災センターに社名変更したのは、いつ、どのような理由によるものですか。

iii 貴社が契約勧誘の際に、旧商号の説明をするのはどうしてですか。

6 貴社において、勧誘や契約締結の際の説明内容や手順を定めたマニュアルは作成していますか。

仮にそのようなマニュアルがある場合には、その写しを開示・交付していただけますようお願い致します。

7 貴社パッケージリース契約書について、契約条項が、契約条項①(契約書裏面)と契約条項②(天秤裏面条項)に分けられているはどうしてですか。

また、契約条項①と契約条項②で異なる部分があるのか否か、また、あるとすればどの部分かをご教示ください。

8 貴社契約条項(①及び②)の第13条2項において、リース料の払込票用紙の送付が「契約日から10日ころ」となっているのはなぜですか。

9 貴社契約条項(①及び②)のうち、以下の点について、その意味を分かりやすくご教示ください。

第2条 「この重複署名に矛盾するような異議申立てできません(甲の注意義務責任特約)」

第12条4項 「甲は、第三者から不法行為(持去り・窃盗・詐欺)に合い本物件を失ったとき等加害者に対し乙と連帯して原告となる特約に同意しました」

第12条5項 「(救済対策) 甲が、前条の『乙の名を騙る詐欺被害』を受けた場合、乙は甲への救済対策として『求償権』に基づく『代償』を検討します」

第12条6項 「甲は、乙からの本書を含む貸与品知的財産表現印刷物を第三者に対し提供しません。また解約時及び乙から返還請求があった時は全知的表現印刷物の返還義務を認めて返還します。甲は乙の知的表現印刷物に対し甲の因果で損害を与えた場合その損害額の賠償

義務を認めます」

以上

添付資料

資料1 パッケージリース契約条項①

資料2 パッケージリース契約条項②

資料3 パッケージリース契約書（付箋なし）

資料4 パッケージリース契約書（付箋あり）

資料5 消防庁予防課長平成13年1月6日付通知「「消火器等推奨基準」の策定について」

資料6 天秤

資料7 消防署に聞きました

資料8 全国一有利な料金

資料9 料金対決

資料10 会員様各位 社名変更連絡